

令和4年第1回九戸村議会定例会

令和4年3月7日（月）

午前10時 開会 開議

◎議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 村長施政方針演述
- 日程第4 教育行政施政方針演述
- 日程第5 議案第1号 九戸村青少年問題協議会設置条例を廃止する条例
- 日程第6 議案第2号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第4号 九戸村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第5号 九戸村立ふるさとの館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第10 議案第6号 ふるさと創造館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第11 議案第7号 九戸村雑穀加工施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第12 議案第8号 パークゴルフ場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第13 議案第9号 コロポックルランドの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第14 議案第10号 オドデ館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第15 議案第11号 まちの駅「まさざね館」の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第16 議案第12号 九戸村屋内ゲートボール場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第17 議案第13号 令和3年度九戸村一般会計補正予算(第8号)
- 日程第18 議案第14号 令和3年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第19 議案第15号 令和3年度九戸村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第20 議案第16号 令和3年度九戸村下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第17号 令和3年度九戸村索道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第22 議案第18号 令和3年度戸田財産区特別会計補正予算(第1号)
- 日程第23 議案第19号 令和3年度伊保内財産区特別会計補正予算(第2号)
- 日程第24 議案第20号 令和4年度江刺家財産区特別会計補正予算(第1号)
- 日程第25 議案第21号 令和4年度九戸村一般会計予算

- 日程第 26 議案第 22 号 令和 4 年度九戸村国民健康保険特別会計予算
日程第 27 議案第 23 号 令和 4 年度九戸村後期高齢者医療特別会計予算
日程第 28 議案第 24 号 令和 4 年度九戸村農業集落排水事業特別会計予算
日程第 29 議案第 25 号 令和 4 年度九戸村下水道事業特別会計予算
日程第 30 議案第 26 号 令和 4 年度九戸村索道事業特別会計予算
日程第 31 議案第 27 号 令和 4 年度戸田財産区特別会計予算
日程第 32 議案第 28 号 令和 4 年度伊保内財産区特別会計予算
日程第 33 議案第 29 号 令和 4 年度江刺家財産区特別会計予算
日程第 34 議案第 30 号 令和 4 年度九戸村水道事業会計予算

◎出席議員（11人）

2番	川戸茂男君	7番	保大木信子君
3番	坂本豊彦君	8番	岩渕智幸君
4番	大崎優一君	9番	渡保男君
5番	中村國夫君	10番	山下勝君
6番	久保えみ子君	11番	桂川俊明君
		12番	櫻庭豊太郎君

◎欠席議員（1人）

1番 古舘 巖 君

◎説明のため出席した者の職氏名

村	長	晴山裕康君		
副	村	長伊藤仁君		
教	育	長岩渕信義君		
総	務	課長大向一司君		
移	住	定住担当課長川原憲彦君		
子	育	て支援担当課長浅水涉君		
会	計	管	理者吉川清一郎君	
兼	税	務	住	民課長
保	健	福	祉	課長杉村幸久君
産	業	振	興	課長中奥達也君
地	域	整	備	課長関口猛彦君
教	育	次	長	坂野上克彦君
地	域	整	備	課主幹上村浩之君
兼	水	道	事	業所長

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事	務	局	長	大久保勝彦
事	務	局	長	補佐野辺地利之

◎開会の宣告（午前 10 時 02 分）

- 議長（櫻庭豊太郎君） それでは、ただ今から、令和 4 年第 1 回九戸村議会定例会を開会いたします。
-

◎開議の宣告（午前 10 時 02 分）

- 議長（櫻庭豊太郎君） ただ今の出席議員は、11 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

欠席者がございますので、報告いたします。1 番、古舘 巖君から欠席の届出がありました。

これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

- 議長（櫻庭豊太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。
-

◎諸般の報告

- 議長（櫻庭豊太郎君） 日程に入る前に報告いたします。

3 月 7 日付けで、村長からの送付議案は、別紙議案等一覧表のとおり 30 件であります。

議案等は、お手元に配布のとおりであります。

次に、本定例会における一般質問通告者は、中村國夫君、保大木信子さん、山下 勝君、久保えみ子さんの 4 人であります。質問要旨は、お手元に配布のとおりであります。

次に、本定例会において、本日までに受理いたしました請願・陳情は、お手元に配布のとおり、要望 1 件、陳情 1 件であります。

なお、要望、陳情については、かねて申し合わせのとおり、配布のみといたします。

次に、監査委員から令和 3 年 11 月分、12 月分及び令和 4 年 1 月分に係る現金出納検査結果の報告がありました。その写しは、お手元に配布のとおりであります。

次に、村長から「職員による自動車事故に係る損害賠償事件に関する専決処分についての報告」がありました。その写しは、お手元に配布のとおりであります。

次に、教育長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づく「令和 3 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告書」の提出がありました。その写しは、お手元に配布のとおりであります。

次に、閉会中の議会の動きにつきましては、議会事務局日誌として、写しを配布してございますので、ご了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（櫻庭豊太郎君） これから、本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、6番、久保えみ子さん、7番、保大木信子さん、8番、岩渕智幸君の3人を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期について、議会運営委員長からの報告は、本日から3月18日までの12日間であります。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長からの報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から3月18日までの12日間に決定いたしました。

お諮りいたします。

3月8日、9日、及び12日、13日の4日間は、議案調査及び休日のため、休会にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、3月8日、9日及び12日、13日の4日間は、議案調査及び休日のため、休会にすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配布しました会期予定表のとおりでありますので、ご承知の上、ご協力をお願いいたします。

◎村長施政方針演述

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第3、令和4年度予算案の提案に当たって、村長の施政方針演述を行います。

村長の登壇を許します。

村長

（村長 晴山裕康君登壇）

○村長（晴山裕康君） 令和4年第1回九戸村議会定例会が開会され、令和4年度九戸村一般会計予算をはじめ諸議案の審議をお願いするにあたり、新年度の村政

運営の方針を申し上げ、議会並びに村民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私が村長に就任したのは、一昨年の4月でございますので、1年10カ月余りが経過したことになり、来月には任期の折り返し点を迎えようとしております。

村長就任と相前後して国内でも新型コロナウイルス感染症が拡大し、世界的なパンデミックを引き起こしました。当初、日本ではすぐに終息するのではないかとの楽観論もありましたが、それを打ち消すかのように、ここ最近の動向を見ても、第5波、第6波と感染拡大の波が幾重にも押し寄せ、九戸村においても、その影響が長期化する様相となっており、先月下旬から始まったロシアによるウクライナ侵攻と併せ、誠に憂慮に堪えない国内を含む世界の情勢でございます。

原稿にはありませんが、新型コロナウイルス感染でございます。村内においても、保育教育施設で児童が感染いたしました。午後の全員協議会の冒頭で、担当課長の方から報告させますので、よろしく願いいたします。

さて、まずは新型コロナ対策でございますが、村内では、感染防止対策強化に向け、昨年6月から村民を対象とするワクチン接種の推進に取り組み始め、現在、高齢者等を対象とする3回目のワクチン接種を急いでいるところであります。

また、新型コロナで疲弊する村内各産業の回復や活性化のために、ここでは個別具体的には申し上げませんが、農林商工業各分野、あるいは村民生活の細部にわたるさまざまな対策を打ち出してまいりました。

新型コロナ対策以外の分野におきましては、これまで山積していた課題のうち焦眉の急に位置づけられる人口減少対策、少子高齢化対策、伊保内高校入学者確保対策、二戸消防署九戸分署庁舎移転新築工事、オドデ館改修工事等に、まさにスピード感を持って対処してきたところであります。

中でも、私の選挙公約であります、村の人口減少と少子高齢化につきましては、その対策を本村の最重要課題と位置付け、具体的な取組方針を「第3次九戸村総合発展計画」として整理の上、議会にお諮りし、昨年3月に策定させていただいたところであります。

そうした流れの中で、本年度当初にあたる昨年4月から、総合発展計画の基本目標である「誰もが住みたい、住み続けたい九戸村」の実現を目指し、9つの取組項目、いわゆる「ナインズプロジェクト」を掲げ、その推進に努めております。

加えまして、議員の皆さまにも大変ご心配をおかけしております下水道事業等における不適切な会計処理など、これまで本村が先送りしてまいりました難題につきましても、一つ一つ粘り強く解決に向け取り組んでおります。

なお、残念ながら、新型コロナの影響により、中止又は延期となった事業も少なからずございますが、新年度、令和4年度におきましては、その巻き返しに努めながら、人口減少対策、少子高齢化対策を重点課題に据えまして、村政の発展

に尽くしてまいりたいと考えております。

それでは、令和4年度の施政方針につきまして、総合発展計画に掲げております「ナインズプロジェクト」の項目に沿って、ご説明申し上げます。

第1は、「交流・発信プロジェクト」であります。

本年度は、4月に「山ワサビフェア」を開催し、7月の「きゅーとな夏野菜まつり」、10月末からの「オブチキ感謝祭」などを開催いたしました。8月中旬から9月中旬にかけては、新型コロナ防止の岩手緊急事態宣言が発令され、九戸まつりをはじめとする各種行事を中止又は延期せざるを得ない状況となりました。

秋以降は、幾分収束傾向に見えましたが、年を越した1月になってオミクロン株が猛威を振るい、国内及び岩手県の新規感染者数が過去最高を記録するなど、予断を許さない状況を呈しております。こうしたことから、さまざま企画していただきました体験交流事業なども、残念ながら途中で断念せざるを得ない事態となりました。

一方で、4月には、九戸村として初めてとなる地域おこし協力隊8名の方を採用することができ、また、企業の社員から出向していただく地域活性化起業者3名の方を本村に迎えることができたところであります。こうした人たちが中心となって、YouTubeやブログなど、SNSによるさまざまな情報発信を活発に展開していただいております。さらに、協力隊等の協力もあって活発化した伊保内高校生の活動がたびたびマスコミに取り上げられるなど、九戸村や伊保内高校を内外に広く発信する機会となりました。

新年度におきましては、新型コロナの感染状況を見極めながら、本年度、中止又は延期となった各種行事を再開するなど、大いに村内を盛り上げ、交流発信事業を展開してまいりたいと考えております。

特にも、現在、工事中の道の駅おりつめ「産直施設オドデ館」がリニューアルとなる、またとない機会でもございますので、ぜひ多くの方々に道の駅を起点に村全域に足を運んでいただき、九戸村を知っていただき、九戸村の特産品など数多く購入いただけるよう、一層の集客に向け準備を進めてまいります。

また、リニューアルされるオドデ館には、新たに展示休憩棟を整備し、その建物の中に、本村等の観光や交流などの情報を発信していくコーナーも整備する予定であります。

第2は、「産業・雇用プロジェクト」であります。

本村の農林業に従事する方々が年々高齢化し、担い手不足もあり生産額が縮小傾向にあることは、皆さまご承知のとおりであります。小売・飲食業においても同様で、事業者が高齢化し後継者が不在の中、顧客も減少するなど、経営を取り巻く環境は年々厳しさを増しております。そうした中での新型コロナ感染拡大は、

農産物の価格下落や売り上げの激減を招き、生産者や事業者の経営の見通しが立たない苦しい状況に追い込んでしまいました。

このため、村といたしましては、農業生産者に対して野菜価格安定補償制度の適用を図ったほか、下落した米価の経費補てん助成を実施いたしました。また、飲食店の営業継続を支援するため、昨年度から「高齢者配食サービス事業」を継続実施しているほか、村内の消費喚起を目的とする「クーポン券発行事業」を実施したところであります。

さらに、村内の生産者や事業者が生産性向上や新たな事業展開による経営の立て直しを図ることを後押しするため、「九戸村産業活性化支援事業」という新たな助成制度を創設いたしました。

これらの新型コロナ対策としての支援事業につきましては、国の財源が続く限り新年度も継続する考えであります。

新型コロナの影響を抑制し、経営の継続を支援していくことが重要なことは論を俟たないところですが、一方、将来の本村の産業を担う後継者の育成や新たな雇用の創出など、未来への投資に目を向けることも重要であると考えております。このため、新年度は、農業の担い手対策として、若手農業生産者や新規就農者の育成を重点的に支援してまいりたいと考えており、若手生産者の研修や交流の機会を増やし、同世代の生産者が相互に協力しながら高め合っていくためのネットワークづくりを構築してまいりたいと考えております。

また、新規就農者の育成施設であるナインズファームにおいては、新年度から経験豊富な指導員を迎えたいと考えており、新規就農だけでなく、村内の若手生産者をも育成指導できる体制を整備していく計画を持っております。

さらに、村内の農地・農業用施設の保全を図るため、新年度から村単独の基盤整備事業の補助率を1割引き上げ、8割補助とすることで農業者の負担軽減を図ることとしております。

林業の振興につきましては、持続可能な森林資源の保全と活用を目指し、担い手不足による荒廃が進む森林資源の適切な管理に向け、村内の森林調査と所有者の意向調査を行い、必要な集積計画の作成を進めてまいります。

また、森林の適切な管理に向け、カラマツ等に見られる県の補助対象から除外された林齢の下刈作業にも、村単独の補助事業を創設し支援してまいります。

さらに、地域おこし協力隊を中心に、自伐型林業の普及を図ってまいります。特に自伐型林業などにより伐採される間伐材等の活用を目指し、ふるさとの湯っこの木質バイオマスボイラーの導入を皮切りに、村内での間伐材の需要供給システムの構築を図り、林業関係者の所得向上につなげてまいります。

小売業や飲食業、その他のサービス業の活性化につきましては、九戸村商工会による専門家を招いた経営相談や新規開業等の指導助言を強化するため、村商工

会への支援を拡充してまいります。

工業の振興につきましては、近年高まる半導体需要により、業績好調な既存立地企業もあることから、雇用のマッチング支援などを強化してまいります。

また、新型コロナの影響により、全国的に物流機能の強化が求められており、本村の工業団地にもブローラー関連物流センターの整備がすすめられたところがあります。加えまして、リモートワークを追い風にIT関連企業の業務拠点が地方に開設される動き等もありますので、本村においても、時代の変化を的確に捉え、新たな雇用の場の創出を目指してまいります。

ワサビや甘茶など、本村の特産品につきましては、本年度、盛岡でのフェア開催や新商品の開発を進め、新たな販路の開拓にも取り組んできたおかげで取引先が増えております。

本村のふるさと納税返礼品での活用や新たに開設した九戸村公式通販サイト「きゅーと便」の売上も徐々に上向くなど、本村の特産品に対する注目度が増してきております。

このため、新年度におきましても、新たな商品の開発を進めるとともに、九戸村の特産品の知名度向上に努めるとともに、本年度、新たに創設したワサビや甘茶の新規栽培助成制度を活用し、担い手の育成にも取り組んでまいります。

第3は、「住宅・環境プロジェクト」であります。

本村は、農業振興区域に指定されている土地が多く、新築住宅を整備する場合、土地利用の調整に時間を要しておりましたが、村では村内の建築業者と相談を行い、農業振興区域解除の手続きやスケジュールを具体的にお示しし、新たに住宅を建てようとする住民や建築業者が計画的に手続きを進められるよう改善に努めております。また、新築や増改築費用に対しては、これまでも一定額の助成を行ってまいりましたが、新年度においては、子育て世帯の定住を一層促進するため、子育て世帯に対する助成額の引き上げを行いたいと考えております。

年々増え続ける空き家につきましては、本年度、実態調査を行う予定としておりましたが、空き家の所有者からのご協力が得られず、調査が進まない状況となっております。空き家バンク登録を行っていない空き家も多いことから、人づてに一部の所有者の意向を確認しておりますが、実態としては、他人に貸すことを嫌う所有者が多く、空き家の活用が思うように進まない状況にありますので、引き続き粘り強く取り組んでまいります。

既存の村営住宅の中には、築30年以上を経過し老朽化が進んでいる住宅もあることから、入居者の意向を確認しながら、入居者に不便をかけることなく、計画的かつ効果的に修繕できる方法など、検討してまいります。また、若者定住促進住宅につきましては、一部において、恒常的な空き室が出てまいりましたので、入居条件のさらなる見直しを含め、定住促進につながる村営住宅のあり方などを

検討してまいります。

環境保全につきましては、快適で住みよい生活環境創造のため、循環型社会の形成が求められております。このため、ごみの発生を抑制し、発生した廃棄物については可能な限りリサイクルするといった「リデュース・リユース・リサイクル」の3R運動の取り組みとして、ごみの減量と分別の推進を図ることが重要とされ、ごみの総重量の約4割を占める生ごみを減量するため、生ごみ電動処理機とコンポストへの助成制度を進めてまいりました。また、現在、新型コロナの拡大に伴い休止状態となっております衣類等の回収による減量化の取り組みは、住民からの要望も多いことから、早期再開に向けて関係企業との交渉を継続しながら、ごみの減量化に努めてまいります。

ごみの分別については、平成31年3月に「九戸村ごみ分別収集手引き」を作成し、分別の推進に努めてまいりました。また、昨年12月には資源ごみを通年で回収できるリサイクルステーションを村内3カ所に設置したことにより、利便性が向上したとの声が多数寄せられております。これを契機に、村民の皆さまの分別意識の向上と3R運動のさらなる定着を目指してまいります。併せてイベント等による環境美化活動を継続し、九戸村公衆衛生組合連合会と共に、今後もごみの減量化や環境美化に努めてまいります。

また、新年度には、美しい自然景観を保全し、快適な街並み空間を整備しようとする「パークビレッジ構想」の策定に向けた準備にも着手したいと考えております。

第4は、「子育て・教育プロジェクト」であります。

九戸村の明るい未来を切り開くため、安心して子育てができる環境整備と、子育て世代への支援策を積極的に展開してまいりたいと考えております。

村内における本年度1月末現在の出生者数は20人と前年同時期より12人増えております。少子化が進む中であって、子供たちが健やかに育ち、親が家庭生活を充実させながら安心して楽しく子育てができるための環境を整えることが、行政に課せられた重要なテーマであると考えております。

このため、私は村長就任早々、高校生までの給食費と医療費の無料化を実施させていただきました。また、小学校統合問題においても、すぐに検討するよう教育委員会に指示をしております。当時は、教育長不在という非常事態でありましたので、教育次長等関係職員に対してでございました。その後、新型コロナのこともありなかなか進捗せず、皆さまにもご心配をおかけしておりますが、私のスタンスは、村民の十分な理解を得た上での可能な限り早期に方向性を見出して行くということでございますので、教育委員会の行政実務能力に期待しているところであります。

さて、本年度は、「九戸村の未来につなぐ基本条例」の趣旨に基づき、制度を拡

充した結婚時の「未来結び祝い金」、出産時の「すくすく赤ちゃん祝い金」、子供たちの健全なる成長を願い、育児・教育費用の軽減のためゼロ歳児から中学生までを対象として創設した「九戸村こども手当」、出産一時金を超える費用の助成により負担軽減を図る「出産費用助成金」、さらに出産後にあつては、産後うつや障害などで子育てヘルパーの利用が必要な家庭を支援するため、経費の2分の1を助成する事業を実施したほか、通学の支援につきましても、本年度は、安全確保の観点から中学生だけでなく、小学生を対象とするスクールバスの運行にも着手しており、これらは新年度も継続してまいりたいと考えております。

また、新たな事業といたしましては、子育て世代に普及しているスマートフォンのアプリケーションを活用し、子育てに関する情報を提供できる仕組みを構築する計画を立てております。これにより予防接種、健診の通知等のほか、子育てに役立つ情報を効率的かつ効果的に提供することが可能になるものでございます。

さらに、こうした本村の充実した子育て支援については、村内外において、まだまだ認知されているとは言い難いことから、引き続き、さまざまな媒体を通じて「子育てを応援する九戸村」を強く発信してまいります。

本村唯一の高校であります県立伊保内高校については、少子化が進む中で、進学者が年々減り、昨年4月の入学者は15人でありました。このことに危機感を抱き、本年度は、制服代の全額助成や奨学金の見直しのほか、高校の魅力づくりを支援し、高校と連携して、県外からの留学生を募る「地域みらい留学ネットワーク」にも参加し、オンラインでの高校紹介や入学相談を行いました。

さらに、高校の魅力づくりとして昨年2月に設立した「伊高むらおこし会社」では、生徒が新商品の企画を行い、8種類の商品を開発し販売いたしました。9月に予定していた盛岡イオンでの販売には、新型コロナ感染拡大により残念ながら高校生は参加できませんでしたが、10月に、まさざね館前で実施された販売会では、わずか15分たらずで完売するなど、大きな反響を呼んだようでございます。

こうした活動を高校生自らが九戸中学校の中学生に対し発表するなど、高校生の自信にもつながったものと思っております。

また、高校生が出演する伊保内高校のPR動画やパンフレットを制作いたしました。高校側では校長自ら、村内外の中学校に直接出向き、これらのツールを活用しながら、伊保内高校のPRを精力的に行ってきたと伺っております。

以上のような取り組みを行ってまいりましたが、現時点での入学希望者は、学区外・県外2人、学区内24人の計26人と、昨年を11人上回る状況となっております。実際の入学者数は4月を待たないことには確定できませんが、入学希望者の中には、「伊高むらおこし会社」の活動やPR動画の内容に魅力を感じたと話す希望者もおり、本年度の取り組みの効果が一定程度あったものと手ごたえを感じております。しかしながら、定員の40人にはまだまだ開きがあることも事実でござ

ございますので、これからの取り組みにも一層注力していく必要性を強く感じております。

新年度は、新しい校舎となって初めての入学生であり、1年生の制服も一新されます。高校の魅力化に向けた活動のさらなる充実を図り、高校のPRにも力を入れ、県外からの留学生の受入れ環境の充実を図るなど、入学生を継続的に確保しながら、本村唯一の高校の存続を継続的に取り組んでまいりたいと考えております。

第5は、「保健・福祉プロジェクト」であります。

保健福祉の分野につきましては、日ごろからの健康増進と疾病予防対策を行い、九戸村で安心して暮らすことができる保健医療体制を整備し、高齢や障がいがある方にも行き届く福祉の充実を標榜して取り組んでまいります。

まず、感染症対策といたしましては、保育園等乳幼児施設・学校・公共施設等の感染予防対策を強化し、感染症予防ワクチン等の接種を推進してまいります。また、いまだ猛威を振るう新型コロナウイルス感染症に対処するワクチン接種は、本年1月から3回目接種を開始し、接種を希望する高齢者の皆さまにつきましては、ほぼ接種が完了したところであります。今後、高齢者以外の皆さまにも2回目接種から6カ月を経過した方から順次ご案内し、医療機関との連携の下、着実に実施していく計画を立てております。このほか、昨年度から65歳以上5歳刻みの対象者に無料で実施している肺炎球菌ワクチン接種につきましては、今後も継続することとして、感染症対策に万全を期してまいりたいと考えております。

地域保健医療の確保対策といたしましては、地域診療のあり方を検討し、県医療局等との協議を重ねながら、九戸地域診療センターの常勤医の維持と専門医の定期派遣の拡充、病床復活等引き続き粘り強く要望してまいります。併せまして、認知症等の通院につきましては、県立一戸病院へのタクシー利用助成を継続し、利用者の負担軽減と不便さの解消を図ってまいりたいと考えております。

高齢化率につきましては、本年1月末現在で44.2パーセントと昨年同時期と比較し、0.8ポイント上昇しております。高齢者の社会参加の促進を図るため、有償ボランティア「ご近所すけっ隊」の活動や地域サロン運営に向け、伊保内地区に活動拠点「ほずのいえ」を整備したことは、すでにご案内のとおりであります。

本年度は、高齢者中心の活動を行ったところでありますが、今後は、子供や学生など世代を超えた交流も取り入れ、高齢者の生きがい対策はもとより、人材育成の場としての活用も検討してまいります。

また、新年度は第1期九戸村地域福祉計画の最終年度であり、第2期である令和5年度から9年度までの計画策定を行う年度になります。コロナ禍も含めて社会の変容により生活様式が変わる中、住民の福祉ニーズも多様化していると同時に、寄せられる案件も今後ますます複合化、複雑化していくことが予想されます

が、住民参加の促進や相談支援の充実、意識啓発・人材育成、権利擁護の推進など、地域福祉を取り巻く課題に対応するため、策定に当たっては、第1期計画の見直しを行い、地域、社会福祉協議会や生活支援協議体としての住民主体の協議の場でもある「ご近所すけっ隊」など、多くの声を聴取しながら計画に反映させ、地域共生社会の実現に向けて取り組んでまいります。

障がい者福祉に関しましては、障がいのある方の身近な相談支援体制として、本年度は基幹相談支援センターである社会福祉法人桂泉会が運営する「つくし相談支援事業所」に相談事業を委託し、必要な支援を行うとともに同事業所との情報交換を行うことで、連携強化を図ってまいりました。障がいの有無に拘わらず、安心して健康に暮らすことができるよう、各種機関・団体の協力をいただきながら、事業をより一層充実させてまいりたいと考えております。

路線バス等の公共交通機関の利便性向上に向け、令和2年度末から75歳以上の後期高齢者を対象に、バス料金の無料化を実施させていただいております。バス料金の無料化は、村内循環バスが対象となっておりますが、利用者の多くは、九戸地域診療センターを受診するためにバスを利用し、帰りがけに役場や商店に立ち寄る例が多いと伺っております。その関係で、バスの運行時間の見直しなども要望されておりますので、さらなる利便性向上に向け検討してまいります。

第6は、「安全・安心プロジェクト」であります。

本村の消防防災の拠点として、二戸地区広域行政事務組合により建設工事が進められている二戸消防署九戸分署庁舎につきましては、この3月24日に落成式が行われ、新年度から新庁舎による業務が開始される運びとなっております。九戸分署は、村総合発展計画に掲げる「安全・安心プロジェクト」にとっても重要な施設に位置付けられ、新庁舎の完成により迅速で万全な消防・救急対応が促進され、村民の「安全・安心な生活」を大きく担保できるものと期待しております。

防災情報伝達方法の充実につきましては、多様な伝達手段を採用することで情報伝達をより万全なものとするのが大切であると考え、本年度は防災行政無線戸別受信機の貸与数拡大に加えまして、SNSを活用した防災情報一斉送信システムの運用を開始したところであります。新年度においては、この防災情報一斉送信システム利用者の拡大に努めてまいります。

安全・安心な防災体制を整えるに当たっては、それぞれの地域における体制整備が必要であるとの観点から自主防災組織の立ち上げの支援、また本年度創設いたしました村補助金制度の活用により、地域防災の担い手となる防災士の養成にも努めてまいりたいと考えております。

地域の消防防災体制の中核的役割を担っている消防団の団員確保と待遇改善につきましては全国的な課題となっておりますが、将来にわたって消防団の機能を維持していくための団員の待遇改善や体制のあり方について、先般、村消防団に

諮問を行っておりますので、その回答を受けた上で本村防災力の充実・強化につながるよう協議を進めていく考えであります。

次に、交通安全の確保に当たっては、人間優先の交通安全思想の下、関係機関等と協力しながら交通安全の啓蒙活動や安全対策を講じるとともに、村民一人ひとりの意識向上を図りながら、交通死亡事故ゼロ及び重傷事故ゼロ、飲酒運転根絶に向けた取り組みを強化してまいります。また、防犯対策につきましても、「安全・安心な村づくり」に一層努めてまいります。

第7は、「生活インフラプロジェクト」であります。

新年度の村道整備につきましては、改良舗装工事5路線、舗装修繕工事1路線、のり面工事3路線を計画しております。また、橋梁の整備につきましては、補修工事10橋のほか、八戸自動車道にかかる跨道橋8橋の定期点検と村内全82橋の長寿命化計画の策定を予定しております。

村道の維持管理につきましては、定期的な巡回と早期の対応を実施するとともに、昨年引き続き構造物の補修工事と舗装の段差補修工事を緊急性・安全性を考慮しながら、順次実施してまいります。

また、生活に密着している集落内の生活基盤の整備を支援し、誰もが安心して生活できるよう、住民との協働による維持管理も継続的に実施してまいります。

県の事業であります国道340号長興寺上地区の歩道設置工事につきましては、現在、測量設計が行われており、新年度には詳細設計による地元説明会を開催する予定と伺っております。他の歩道未設置区間につきましても、早期の事業採択に向けて引き続き国・県へ粘り強く働きかけてまいりたいと考えております。

下水道事業につきましては、施設の維持管理費低減のため、汚水処理事業の運営に係る広域化・共同化の推進が国の方針として示されたことを受け、岩手県でも実現可能性を含めた検討作業が行われているところであります。

本村におきましては、農業集落排水事業及び下水道事業に係る経営状況の可視化を推進するため、令和6年度からの公営企業会計への移行に向けた取り組みを、令和2年度から5年度にかけて実施しているところでございます。

農業集落排水施設につきましては、調査計画及び概要書を作成し、新年度において補助事業を活用した施設設備等の修繕及び更新を実施してまいります。

また、下水道事業につきましても、ストックマネジメント計画を策定することにより、補助事業を活用した施設設備等の修繕及び更新の実施を見据えており、新年度には下水道施設の健全度評価を実施してまいりたいと考えております。

下水道処理区域外におきましては、生活環境の向上を推進するため、合併処理浄化槽の設置者に対し、国・県補助金に村単独費を嵩上げして、補助金を交付しており、村民の豊かな生活環境の支援をしているところでございます。

上水道事業につきましては、住民生活や産業活動にとって必要不可欠なライフ

ラインとして、安全かつ良質な水を安定的に供給することを常に心がけてまいりましたが、近年、上水道事業を取り巻く社会情勢は大きく変化し、人口減少、施設の老朽化など経営面において、大変厳しい局面を迎えつつあります。

このような状況を受け、水道施設の統廃合及び浄水処理工程の見直しを図るため、上水道事業変更認可に着手し、効率的かつ健全な水道事業の運営に努めていくとともに、将来にわたり安全で良質な水を持続的に供給するため「九戸村上水道事業経営戦略」に基づき、施設設備等を計画的に修繕・更新してまいりたいと考えております。

次に、水道未普及地域対策につきましては、飲料水を確保するための工事等に対する補助金制度の周知を図りながら、水道未普及地域の飲料水確保にも鋭意努めてまいりたいと考えております。

第8は、「地域コミュニティプロジェクト」であります。

本年度、村では地域課題の解決や地域活性化について、各行政区の自主的な取り組みに対して支援することを目的に、令和5年度までの3年間で総額約1億円を交付する「地域振興交付金制度」を創設したところであります。この交付金の申請に当たっては、地域での話し合いを前提要件としており、少子高齢化によるマンパワーの不足や集会施設、消防施設の老朽化が課題として多く取り上げられているところであります。また、交付金の使い道についても、地域活動の拠点となる施設等の増改築、あるいは安全・安心といった観点から消防施設の更新に向けた基金の積み立てといったものに多く使われる内容となっており、持続可能な地域活動の在り方など、将来を見据えた話し合いが行われたものと捉えているところでございます。新年度におきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、本年度開催できなかった世代間や地域間の交流イベント等、地域活性化を目的としたソフト事業についても活用していただけるよう支援を継続してまいります。

地域サポーター制度につきましては、交付金や補助金申請などを中心に活用していただいた行政区もありましたが、まだ十分に活用されているとは言い難い状況でもあります。さらに、村民の皆さまへの周知を行うとともに、地域サポーターの研修会開催のほか、ナインズミーティングで活用事例などを示してほしいという要望もありましたので、本年度の事例を取りまとめて提供するなど、時代に合った地域コミュニティの発展に向け支援態勢を整えてまいります。

村内の各行政区では、社会構造の大きな変化により地域で支え合う必要性が増している中で、自治会等のボランティア活動を支える人材が減っているのが実情であります。そのため、地域振興交付金等による経費面での支援と併せまして、地域サポーターや「ご近所すけっ隊」による人的支援を両輪として、村民の皆さまとの協働による持続可能な地域づくりを進めてまいりたいと考えております。

第9は、「住民協働・行政改革プロジェクト」であります。

住民との協働を進めるため、昨年度から「ナインズミーティング」という村民懇談会を開催しておりますが、本年度は、新型コロナの影響を受け7回の開催にとどまりましたので、新年度は新型コロナ感染の間隙を縫って、その巻き返しを図るべく、村民との充実した対話を心がけてまいりたいと思います。

本村の限られた職員数で、ますます拡大し複雑化する行政事務を的確に効率的に進めていくためには、大胆な行政革新が必要と考えており、新年度においては、行政のデジタル化に重点的に取り組み、行政事務執行体制のパフォーマンス向上を促進したいと考えております。

このため、現在、総務省の地域活性化起業人制度を活用し、新たに大手IT企業の社員を本村に出向させていただくよう調整を進めております。また、県の広域振興局との職員人事交流においても、IT経験豊富な職員の派遣をお願いしているところであります。この両者の招聘が成就した暁には、行政手続きのオンライン申請化、役場内業務や住民サービスのデジタル化などを進めてまいります。

村内の公共施設等の老朽化につきましては、今後大きな課題となっていくことから、本村の公共施設等管理計画の見直し作業を現在行っております。その前提となる人口減少に伴う公共施設等の見直し方針や管理経費、更新経費など、財源の問題など検討しなければならない課題が山積しております。

昨年度策定した第3次九戸村総合発展計画は、新年度に2年目を迎えることとなります。計画した事業を推進するためには自立した行財政運営の確立が必要でございますが、自主財源の大幅な増加は見込めない状況にあるということを認識しておく必要があると思っております。そうした中、自主財源の確保と併せて住民サービス向上を目的に納税しやすい環境整備を行うため、新年度から曜日や時間帯を問わず納付が可能なコンビニエンスストアでの納付やスマートフォン決済での収納を行い、納付機会の拡大による納税者の利便性と収納率の向上を図ってまいります。また、納期限までに確実に納付でき、安心して便利な口座振替につきましても引き続き周知してまいります。

新年度におきましても、これらの諸課題に真摯に向き合い、村民との意見交換を重ねながら、持続可能な九戸村の実現に向け、力を尽くしてまいります。

以上、「ナインズプロジェクト」の項目ごとに、本年度の取り組み状況、並びに新年度の重点施策等を中心にご説明申し上げます。

「魅力ある、キュート（九戸）ヴィレッジ、九戸村」を創造していくことにより、「誰もが住みたい村、住み続けたい村」の実現を目指して積極果敢な事業展開を推し進め、住民サービスの向上を図るために、村民をはじめ議会の皆さま方のお力を頂戴いたしたいと思うものでございます。

結びに、日ごろ皆さまからいただいておりますご理解とご協力に深く感謝申し上げますとともに、本議会に提出いたしました議案につきましても、ご賛同を賜

りますようお願い申し上げます、私の施政方針とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(村長 晴山裕康君降壇)

○議長（櫻庭豊太郎君） 村長の施政方針演述が終わりました。

◎教育長の教育行政施政方針演述

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に日程第4、教育長の教育行政施政方針演述を行います。

教育長の登壇を許します。

教育長

(教育長 岩渕信義君登壇)

○教育長（岩渕信義君） 本日ここに、令和4年第1回九戸村議会定例会が開会されるにあたり、令和4年度の教育行政推進の基本的な考え方と施策の概要について申し上げます。

一昨年から続く新型コロナウイルス感染症の拡大が児童生徒の学校生活に大きな影響を与えている中、感染症対策に日々取り組んでいる教職員、児童生徒、そして保護者、地域の皆さまに感謝申し上げます。

教育委員会といたしましては、昨年に引き続き、学校の新しい生活様式に対応した感染症対策を徹底しながら、児童生徒の健康・安全を第一に学びの保障等に取り組んでまいります。

さて、皆さまご存じのとおり、社会はもちろん、学校教育を取り巻く環境は激しく変化しております。学習指導要領においては、児童生徒が育むべき資質能力はこれまでのように知識・理解によるのではなく、「主体的・対話的で深い学び」によって「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現することが求められております。その実現のため、義務教育では小学校の35人学級や教科担任制の導入、ICTを活用した授業の推進、さらには中学校における部活動の地域移行などが進められています。また、高校教育においては、高等学校のスクールミッションの明確化、大学共通テストにおける教科「情報」の必須化、民法の改正による成人年齢の引き下げにともなう金融教育の導入など、これまでの学校観や指導法とは異なる概念や方法での児童生徒の育成が求められています。

これらの変化は、言うまでもなく、現代が産業革命以来の大転換期にあり、児童生徒が生きていく未来は、われわれ大人が生きてきたこれまでとは、だいぶ異なるものとなるであろうという認識に基づいているわけです。そのような中であって、村の将来を担い、変化の激しい未来をたくましく生き抜いていく力を育てることは教育の使命です。

これからは、学校種ごとの教育目標の達成だけでなく、保育園、幼稚園、小

中学校、高等学校、ひいては大学といった学校種を越えた学びの連続性が重視され、さらに教員や保護者だけでなく、地域が一体となった学校づくりに向けたコミュニティ・スクール制度の導入など、未来に向けた教育に関する制度改革への対応が急務となっております。

社会の大きな変革に対応し、本村の教育の使命を果たしていくため、新年度の教育施策の重点事項9点を述べさせていただきます。

まず1点目。教育環境の充実についてであります。

令和4年度、つまり来月から長興寺小学校は、完全複式3学級の小学校となります。翌5年度には九戸中学校が1学級減の5学級の中学校となり、その2年後には伊保内小学校が90人を下回り、専任の教務主任が配置されなくなります。

さらに、令和10年度の小学生数は4年度に比べ約43%減少し、中学生は約12%減少します。昨年度9人の出生数であった児童が小学校に入学するのは令和9年度であり、その児童が中学校に入学するのは15年度であります。その年度の中学生数は4年度に比べ約58%減少し、全校で3学級50人台の中学校になることが想定されます。

私ども教育委員会が申し上げている「持続可能で良質な教育環境」とは、このように少子化が進行していく中であっても児童生徒に良質な教育環境を提供し続けるための体制の整備ということでありまして、すでにこれまでさまざまな機会を通して学校教育や社会の変化を縷々ご説明してきたように、少子化にある本村の教育環境を現在のまま維持し続けることは多くの課題があり、それ以上に、未来を生きていくことになる児童生徒にとって必要とされる資質・能力を十分に獲得できないおそれが生じるのではないかと、という問題意識に基づくものであります。

また、複式学級を指導せざるを得ない先生方のスキルや負担はどうか。さらには、児童数が少ないことによるPTA活動や学校行事、スポーツ少年団活動などの保護者の負担感や、学校を支えている支援員などの外部人材を確保し続けることができるのか。

中学、高校と長く教壇に立った者の経験から言わせてもらうならば、本村の教育環境の持続可能性について、懸念を持たないわけにはまいりません。

そもそも公教育において、児童生徒が生まれた環境や家庭の経済力などによって不利益を受ける、また格差が生じるというようなことがあってはならないと考えています。

そこで、教育委員会では、本村のこれからの学校教育の在り方について幅広く村民の方々からご意見を伺う教育懇談会や学識経験者をお招きしてのシンポジウム、さらには中学生以上の全村民を対象としたアンケートなどを実施してまいりました。そして、これまでに学校の再編統合の方向性が未だ定まらないことに対

して、厳しいご批判を多くいただきました。しかし、大多数の方々からは、本村の教育環境の現状や将来の課題にご理解をいただき、現状の改善に向けて何かしらの手だてを講じる必要があるという方向性を見出すことができたのではないかと認識しております。

とはいえ、学校の再編統廃合というのは、企業や官公庁の人事異動のようにはいりません。方向性が決まってからでも実現までは2年、あるいは3年という時間は必要です。一方で、児童生徒にとっては小学校、中学校ともに人生で貴重な時間であり、大切な学校生活の時間は刻々と消費されています。九戸村の児童生徒数の厳然たる予測にあつては、教育環境の整備のために使える時間はそう多くはないと考えています。

今後でございますが、教育委員会といたしましては、かねてからお知らせしていたように、このたび実施したアンケートの結果を村民に公表し、可及的速やかに「持続可能で良質な教育環境の整備」のための具体的な方向性を村民の皆さまとともに議論していきたいと考えております。

2点目は、伊保内高等学校の支援についてであります。

伊保内高等学校は、長く本村の唯一の高等学校として大きな役割を果たしてきました。

しかし、平成29年度から1学級募集定員となったことで教員減となり、選択科目や部活動数減少も相まって年々志願者数が減少し、昨年度は新入生15名という事態に陥りました。

そこで、昨年度から高校の魅力化アップに取り組み、今年度はI J U戦略室との協力の下、学区外・県外を含め26名の志願者を得ることができました。しかし、地元九戸中学校からの志願者が少ないことが課題となっております。

教育委員会といたしましては、地元からの志願者の確保施策として、特に学力向上の取り組みを強化する考えであります。具体的には、現在、民間の教育機関により夏季休業中と冬季休業中に中学生を対象として実施している課外授業を伊保内高等学校入学後の3年間も継続してサポートする形とし、さらに小学校6学年を対象とした中学校入学準備のための講座も開設し、小・中・高の一貫した学力向上体制の確立を目指します。また、部活動についても、村全体のスポーツ指導者確保とともに、できるだけ中学生の希望に沿えるよう伊保内高校に働きかけてまいりたいと考えております。

今回、学区外・県外から2名の志願者があったということは特筆すべきことでありまして、お隣の葛巻高等学校が山村留学制度を始めた年は県外から2名の入学者があり、その後県外からの入学生が増えたことで県内他地域からの志願者も増えたことを考えますと、今後につながる成果を得ることができたのではないかと考えます。

さらなる志願者増のためには、これまで以上に高校、中学校、教育委員会、村当局の4者の連携が必要であり、地元の九戸中学校はもとより、学区内、学区外、県外募集に向けた伊保内高校の魅力化と教育環境の充実に向けた取り組みを一丸となって進めてまいりたいと思います。

3点目は、教員の資質能力の向上についてであります。

県教育委員会をはじめとして、多くの市町村教育委員会は、具体的な学校教育目標として「学力の向上」をあげていますが、そのためには、まず児童生徒に日々向き合う教員の資質能力の向上が不可欠です。当教育委員会といたしましては、GIGAスクールの推進強化のため、引き続き現場のニーズに即したICT活用研修の充実を図るとともに、校長会との連携をより深め、教員の資質能力の向上に資する学校経営と学校運営に努めてまいります。

村内の各小中学校は、学びフェストに基づき、確かな学力、豊かな心、健やかな体づくりを通し、知・徳・体のバランスの取れた人間形成に努めていますが、公立学校の教員は管理職をはじめ異動がつきものであることから、日本で一番学力の高い村として名高い秋田県の東成瀬村のように、豊かな自然、歴史、伝統文化等を取り入れた、地域総ぐるみで子どもを育てる「九戸村学校カリキュラムマネジメント」による社会に開かれた教育課程に向けて、学校経営の充実と教員の資質能力の向上に努めてまいります。

4点目は、学力向上と豊かな心を育む教育の推進についてであります。

日進月歩で進む科学技術の進歩は、これまでの人類史上かつてなかったことで、それは社会や個人の価値観、教育においてもさまざまな面で変化をもたらしています。特にAIの登場は、「物知り」や「正解を導き出す力」がいわゆる「頭が良い」という通念を完全になくしてしまったともいえるでしょう。それらにとって代わって、今では「正確で必要な情報を見極め、収集する能力」や「正解ではなく納得解」が重視されるようになりました。

学習指導要領で謳われている「主体的・対話的で深い学び」とは、テストが終わったとたんや学校を卒業してしまえば消えてしまうような「学びの在り方」からの転換を目指しているものです。なぜなら「知識基盤社会」である今日では、知識は絶えず書き換えられ、それゆえにこそ「学ぶ力」、「学びに向かう姿勢」が大事だからです。

本村の小中高学力向上推進事業は9年目を迎え、各種調査においても学習への構えに対する肯定的な回答、そして視写・聴写の取り組みの成果としての無回答率低下など、一定の成果を上げております。今後は、地域が一体となって学校教育に参画するというコミュニティ・スクールが村内すべての小中学校に設置されることから、生涯にわたり学び続ける視点を大切にしながらこれまでの「家庭でできる学びのススメ」を改訂し、各地域、各家庭と連携して事業を推進してまいります。

す。また、長期休業等を活用して、民間の教育機関や大学生、伊保内高校生のボランティアによる小中学生対象の公営塾、「寺子屋学習会」等を実施し、学習意欲の向上に努めてまいります。また、過小規模校の学習上のデメリットを解消するために、村内すべての児童が学年ごとに集まり学ぶ「ナインズプラン」の拡充を図ってまいります。

いじめ問題や不適応対策については、「九戸村いじめ防止基本方針」により、いじめの早期発見・早期解決に取り組み、重大事態の発生を未然に防止するよう関係機関との連携を密にし、いじめ問題の撲滅を目指してまいります。

また、不登校を含む不適応問題にあたっては、スクールカウンセラー等専門員の指導により、一人ひとりの内面に寄り添った指導を継続してまいります。

特別支援教育の充実としては、障がいの有無によらず、学習や生活に困難さを抱える子どもたち個々の事情に応じて幼保小中が連携して情報交換に努め、小中学校に特別支援教育支援員を配置してその充実に努めてまいります。

今日、大きな課題となっているスマートフォンの取り扱いへの対応は、全県共通課題でもある「メディアとの上手な付き合い方」に沿って、子ども・保護者がそれぞれ守る三つの約束「くのへルール」をつくり、引き続き「読書・家庭学習」の習慣づくりにつなげてまいります。

いずれにいたしましても、過小規模校で学ぶ児童に必要といわれている「向上心」や「自己肯定感」、「積極性」、「対人関係能力」を高めるための有効な、あらゆる手だてを講じてまいります。

5点目は、次世代を担う人材の育成についてであります。

教育が果たすべき役割の一つに人材の育成があることは論を待ちません。特に少子化が進行する現代にあっては、次世代を担う人材の育成はとりわけ重要であります。3年目を迎えた新型コロナウイルス感染症の拡大により、通常教育活動はもちろんのこと、さまざまな活動の制限が余儀なくされていますが、アフターコロナ、あるいはウイズコロナを見据えて、人材の育成のための施策を進めてまいります。

食育の面では、昨年度実施した「九戸のうま味たっぷり給食の日」や「オブチキ給食の日」のような取り組みによって地元産食材の活用向上を図るとともに、本村の農業や養鶏業に対する理解を深める取り組みを進めます。

村の宝である小学校児童の土曜学習の場として多様な体験活動の機会を提供している「九曜塾」は、地域の自然、食、歴史文化等を学ぶプログラムが高い評価をいただいております。村内の子どもたちの重要な体験活動となっています。従来からの地元講師による郷土理解学習に加え、新年度は外部人材によるコンピュータープログラミングやロボット製作などを取り入れるなど、体験メニューを充実させ、地域と学校が連携・協働し、村の将来を担う子どもたちが、九戸村に誇りを

持ち成長するように、「地域学校協働活動」とともに、地域全体でバージョンアップを図ってまいります。

将来的には、郷土愛を育み郷土理解を深めるだけでなく、広く社会に目を向け、知的好奇心を刺激し、本村のみならず社会のさまざまな分野で活躍、貢献できる人材の育成プログラムの構築を図ってまいります。

6点目は、社会教育と生涯学習の充実についてであります。

生涯学習の推進については、令和3年度より従来の公民館学級等を「学び処ないんずカフェ」として刷新し、ラーニング（学び）講座、生涯学習アカデミー、女性教室、九曜塾を開設しました。多彩な分野の講座の開設、参加募集方法の工夫などにより、村外からの参加者を含め多くの方々に受講していただき、受講者アンケートでも高評価を得ております。

読書の推進運動としましては、読み聞かせボランティアグループの皆さんに協力いただきながら、生後4カ月児にお勧め図書を贈呈するブックスタート事業、読み聞かせ会、読書感想文コンクール、村民読書の日の開催とともに、公民館図書室へのニーズに合った図書配架や宅配図書サービスの実施による読書環境の整備を継続いたします。

昨年度、今年度といくつもの事業がコロナ禍の影響で中止に追い込まれましたが、感染対策に傾注しながら新年度も多様なニーズに応え、村民に寄り添った学びを提供してまいります。

次に、7点目として文化芸術の振興についてです。

本村には、村指定の天然記念物、有形文化財、史跡、無形民俗文化財及び県指定文化財が23件あり、その保存・維持・継承は今の世代の責務であります。

昨年度、「雨堤みのモリアオガエル繁殖地」を天然記念物として新たに指定したところですが、長期にわたり保護・保存できるよう維持管理に努めます。無形民俗文化財は、営々と引き継がれてきた文化性・芸術性の高い伝統文化である神楽を鑑賞する機会でもあった「九戸の山伏神楽祭典」が、昨年度新型コロナウイルス感染症の拡大により開催することができませんでした。しかし、その価値を村民で共有し、保存と継承活動を支援するためにも感染状況を見極めながら復活させたいと考えています。

また、県指定黒山の昔穴遺跡については、昨年度、これまでの調査成果に加え、東北の中世期の自然環境、社会環境と関連させ、分析した総括報告書を完成させております。国指定史跡に向けて、報告書にまとめられた成果に多くの村民が関心を持っていただけるよう、説明会などで活用いたします。

埋蔵文化財につきましては、昨年度から国庫補助を導入して3カ年計画からなる「地域の特色ある埋蔵文化財活用事業」に取り組んでおり、昨年度は黒山の昔穴遺跡、外久保遺跡、妻ノ神遺跡の発掘調査の展示を村内4会場で実施したほか、

中世城館跡の標柱・説明板を設置し、九曜塾等での学習会を現地で実施いたしました。

また、妻ノ神遺跡については、令和元年度の発掘調査で出土した遺跡の室内整理を進めています。遺跡の性格を明らかにするため出土遺物の分析調査を進め、令和5年度の報告書の刊行を目指しております。

今後も郷土への誇りと愛着を育むことを目的に、埋蔵文化財を公開活用する事業を開催する予定としております。

民俗資料については、旧宇堂口小学校校舎に保管する文化財や村に古くから伝わる農機具、民具など、多くの貴重な資料を村民の学習材として活用されるよう維持管理に努めてまいります。

さらに、昨年度からは、久しく途絶えていた「九戸村史」の続編に取り組んでおります。中世までをまとめた村史第1巻が平成5年5月に発刊されておりますが、今後、本村の貴重な資料が散逸し、村の歴史を記録できなくなる恐れもあることから、まずは村史編纂の土台として資料編の発刊を目指し、資料の収集に現在、鋭意努めております。

また、九戸村にある神楽などの伝統芸能や、家庭に眠る九戸村のさまざまな催しや風景などが記録されてある写真や動画などを村民の皆さまから広く提供していただき、デジタルデータとして保存するアーカイブ事業にも積極的に取り組みたいと考えています。

8点目は、スポーツの振興についてであります。

昨年度は、地域活性化企業人で本村にこられたフィジカルプランナーの木村さんの企画発案による幼児向けランニング教室や高齢者向け体操教室は、誰もが気軽に取り組めるレクリエーション的スポーツの推進や、村民が身近にスポーツに親しむ環境づくりに大きな貢献をしていただいたと思っております。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で縮小せざるを得なかった各競技団体主催の歴史ある各種大会の開催継続を支援しながら、村民のニーズに対応した施設の計画的な整備等に努め、体育施設の利用促進を図ってまいります。

さらに冒頭で述べましたように、少子化に加え中学校での部活動が地域へ移行するという流れの中、いかにして児童生徒の適性やニーズに沿ったスポーツ活動を進め、指導者の確保や競技力向上に取り組むべきか、体育協会や各種競技団体、スポーツ少年団指導者、学校などの関係者で、本村全般にわたるスポーツ振興の新たな新しい体制の構築に向けて協議を進めたいと考えております。

そして、子どもから高齢者まで、生涯にわたってスポーツ活動をする場と機会を確保し、幅広い年代に対応しうるスポーツ環境の整備に努めてまいります。

9点目は、国際交流事業についてであります。

国際的視野を持った将来を担う人材育成のために、青少年海外派遣事業として

これまで 200 人以上の中高生がスコットランドやアイルランド等の諸国を訪問し、令和元年度は、スコットランドのグラスゴーにあるカンバーノールド・アカデミー校に中学生 7 人・高校生 4 人を派遣しました。

新型コロナウイルスの世界的な流行のため、この 2 年間は派遣を見送っている状況ですが、次年度の派遣についても状況を見極める必要があると考えています。

今後は、必ずしも現地派遣の形にかかわらずとも実施可能な新たな国際交流事業の展開や、これまで交流を深めてきた地域との関係性継続のほかにシンガポールや台湾といった新たな派遣先の追加なども探ってみることで、コロナ禍を機会として事業計画全般の見直しも視野に入れながら、本事業の所期の目的を果たすことができるよう努めてまいります。

また、九戸村国際交流協会との連携の下、岩手県国際交流協会の協力を得ながら、当村における国際理解の啓発と多文化共生社会の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

以上、新年度の教育行政運営の課題と重点施策を申し述べさせていただきました。側聞するところによると、今日、産業界をはじめ幅広い分野で「人への投資」ということがトレンドになっているようです。少子化は、決して負の側面だけではありません。少子化は、社会のさまざまな分野で「人の使い捨て」を成り立たせなくなっています。その「人への投資」の最たるものが「教育」ではないでしょうか。

聖書が出典になっていることわざに「新しい酒は新しい革袋に盛れ」というものがあります。これは新しい思想や内容には、それにふさわしい新しい形式や場が必要であるという意味です。少子化と大きな社会変化というこの新しい事態に、九戸村にふさわしい持続可能で良質な学校教育環境の確保と生涯学習活動の推進を新しい革袋に盛るべく、今後とも村民をはじめ議会の皆さまのご協力をお願い申し上げます。

(教育長 岩淵信義君降壇)

○議長（櫻庭豊太郎君） 教育行政施政方針演述が終わりました。

ここで、10 分間、休憩といたします。

11 時 35 分再開といたします。

休憩（午前 11 時 24 分）

再開（午前 11 時 34 分）

◎議案第 1 号から議案第 30 号までの一括上程・説明

○議長（櫻庭豊太郎君） 会議を再開いたします。

日程第 5、議案第 1 号「九戸村青少年問題協議会設置条例を廃止する条例」から日程第 34、議案第 30 号「令和 4 年度九戸村水道事業会計予算」までの議案 30

件を一括して議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。

議案第1号「九戸村青少年問題協議会設置条例を廃止する条例」から順次、説明願います。

なお、指定管理者の指定に関する議案の説明は、要領よく、また、予算議案については、簡潔簡略に説明をお願いします。

議案第1号について、教育次長

○教育次長（坂野上克彦君） それでは、議案第1号につきまして、ご説明申し上げます。

「九戸村青少年問題協議会設置条例を廃止する条例」

九戸村青少年問題協議会設置条例は廃止する。この条例案を提案するに当たりまして、経緯につきまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。

昭和28年に制定されました青少年問題協議会法に基づいて、本村の協議会が昭和35年に設置されて以来、青少年の健全育成と犯罪の未然防止に関係機関、団体が連携して取り組んでまいりました。その後、地方分権促進の趣旨から市町村の協議会は、「設置」ではなく「置くことができる規定」に法改正が行われ、各市町村が地域の実情に応じた形で青少年問題に対応しております。

本村でも青少年を取り巻く環境の変化に対応し、青少年の安全、また健全育成を目的とするいくつかの組織が発足し、それぞれ活動しているところであり、活動内容や委員が重複しているという指摘もあったところです。

そこで、今年度の協議会の会議におきまして、今後の方針を協議した結果、協議会を発展的に解消し、その役割を他の組織に統合することが望ましいとの合意に至った次第であります。

条例の附則でございます。

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月7日提出、九戸村長 晴山裕康。

提案理由は、九戸村青少年問題協議会を廃止するため、当該条例を廃止しようとするものであります。これが、この条例案を提出する理由でございます。

ご審議につきまして、よろしく願いいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第2号から議案第3号の2件について。

総務課長

○総務課長（大向一司君） それでは、議案第2号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

この条例案の改正内容ですが、2点ございます。

一つは、先ほど議案第1号でご提案いたしました青少年問題協議会の廃止に伴い、報酬額を定める別表中から同委員について削るものです。

もう一つは、新たに学校運営協議会委員の報酬額を定めるため、別表中に追加し、報酬額を月額 6,000 円としようとするものでございます。具体的には条例改正文の次のページに添えてあります新旧対照表のとおり、別表を改正しようとするものでございます。

学校運営協議会の委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 の規定に基づく非常勤特別職であり、令和 4 年度から村内各小中学校に学校運営協議会を設置することを予定しておりますので、今回、その委員の報酬額を定めるものでございます。

なお、学校運営協議会委員の職務は、所管する学校の運営に意見を述べることや学校長が作成する学校運営の基本方針を承認することなどであり、一協議会の委員を 20 人以内とし、教育委員会が任命するものでございます。

報酬額の決定については、責任の度合いや会議の開催頻度等が同程度である特別職と同額の日額 6,000 円とするものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則。この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 3 月 7 日提出、九戸村長 晴山裕康。

提案理由でございますが、青少年問題協議会委員の廃止及び学校運営協議会委員の設置に伴い、所要の整備をしようとするものでございます。

以上、議案第 2 号の説明となります。

続いて、議案第 3 号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明を申し上げます。

この条例案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、改正をお願いするものです。この条例案についても改正点が大きく分けて 2 点ございます。

1 点目は、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件の緩和となります。具体的には、取得要件のうち、引き続き在職した期間が一年以上であることの要件を廃止するものです。これによりまして、継続的な勤務が見込まれる非常勤職員については、採用当初から、これらの休業や休暇が取得できることとなります。

2 点目は、育児休業を取得しやすい職務環境の整備に関する措置等の任命権者に対する義務付けを規定するものでございます。

具体的な改正内容につきましては、条例改正文の次のページに添えてあります新旧対照表により、ご説明を申し上げます。

新旧対照表をご覧くださいと思います。

まず、第 2 条と第 17 条の改正は、1 点目の改正点である引き続き在職した期間が一年以上であることの要件を廃止するものとなります。

第 2 条をご覧ください。第 2 条の改正は、育児休業をすることができない職員

の規定から引き続き在職した期間が一年以上である非常勤の規定を定める。

第3号8（ア）をなくし、併せて、それに伴う同条中の条文の整理を行っております。

第17条は、部分休業をすることができない職員の規定から、引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員の規定を定める第2号アの規定をなくし、それに伴う条文の整理を行っております。

次のページに移りまして、21条と22条を新たに追加しておりますが、これは先ほどの2点目の改正点である育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を規定するものとなります。

改正後の21条をご覧ください。

第21条は、妊娠又は出産等についての申し出があった場合における措置等として、妊娠・出産等を申し出た職員に対する育児休業制度の個別の周知、意向確認等を任命権者に義務付けるものです。改正後の第22条は、研修の実施や相談体制の整備など、育児休業を取得しやすい環境の整備に関する措置を講ずるよう義務付ける内容のものでございます。改正後の23条については、第2条を加えたことにより、21条を23条に繰り下げるものです。

議案書に戻っていただきまして、附則。この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月7日提出、九戸村長 晴山裕康。

提案理由でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 続いて、議案第4号について。

税務住民課長

○税務住民課長（吉川清一郎君） それでは、議案第4号「九戸村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、説明いたします。

この条例案は、地方税法等の一部改正により、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、納税義務者の属する世帯内に未就学児がいる場合に、当該未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額を5割減額し、その減額相当額を公費で支援する制度が創設されたことにより、地方税法施行令に新設された減額基準に従い、本村においても同様の減額措置を行う必要があるため、条例において必要な事項を定めるとともに、併せて法改正に伴う項番号の追加等による関係条文の整備及びその他所要の整備を行うものでございます。

具体的な改正内容につきましては、1枚めくっていただきまして、新旧対照表により説明いたします。

4ページをご覧くださいと思います。

改正後の欄の下から 11 行目になります。今回の条例改正で新たに加えられる 1 項目でございます。

第 23 条第 2 項になります。第 2 項、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

第 1 号 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額。次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額。

- ア 前項第 1 号アに規定する金額を減額した世帯 2,025 円。
- イ 前項第 2 号アに規定する金額を減額した世帯 3,375 円。
- ウ 前項第 3 号アに規定する金額を減額した世帯 5,400 円。
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,750 円。

第 2 号 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額。次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額。

- ア 前項第 1 号ウに規定する金額を減額した世帯 1,050 円。
- イ 前項第 2 号ウに規定する金額を減額した世帯 1,750 円。
- ウ 前項第 3 号ウに規定する金額を減額した世帯 2,800 円。
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 3,500 円。

これ以外の下線部で示す改正点については、法改正に伴う項番号の追加等による関係条文の整備及びその他所要の整備を行ったものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則、第 1 項。この条例は、公布の日から施行する。

ただし、第 5 条の 2 第 1 号、第 13 条第 1 項、第 23 条及び第 23 条の 2 の改正規定並びに附則第 3 項から第 5 項まで及び第 7 項から第 14 項までの改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 項、この条例による改正後の九戸村国民健康保険税条例の規定は、令和 4 年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 3 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和 4 年 3 月 7 日提出、九戸村長 晴山裕康。

提案理由でございますが、地方税法及び同法施行令の一部改正に伴い、所要の整備を行おうとするものです。

議案第 4 号の説明は以上でございますが、皆さまのお手元には、この議案の補

足説明資料を配布しておりますので、併せてお目通しいたきまして、ご審議くださいますよう、よろしくお願いいいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 議案第5号から議案第13号までの9件について。

総務課長

○総務課長（大向一司君） それでは、まず議案第5号「九戸村立ふるさとの館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」をご説明申し上げます。

九戸村立ふるさとの館の管理運営を次のように指定管理者に行わせることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称、九戸村立ふるさとの館。

指定管理者でございますが、名称は、株式会社九戸村総合公社。

所在地は、九戸村大字山屋第2地割28番地1でございます。

指定の期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日まででございます。

提案理由でございますが、九戸村立ふるさとの館の指定管理者を指定したいので、議会の議決を求めるものでございます。

令和4年3月7日提出、九戸村長 晴山裕康。

以下、議案第6号から議案第12号までは、指定管理者の指定に関する議案でございますので、皆さまのお手元に資料としてお配りしております指定管理者の指定に関する概要説明書により説明をさせていただきます。

まず、議案第6号につきましては、ふるさと創造館。第7号は九戸村雑穀加工施設。第8号はパークゴルフ場。第9号はコロポックルランド。第10号はオドデ館。この5件につきましては、指定管理者として、株式会社九戸村総合公社を指定しようとするものでございます。

次に、議案第11号のまちの駅「まさぎね館」につきましては、九戸村商工会を指定管理者に。議案第12号、九戸村屋内ゲートボール場につきましては、九戸村ゲートボール協会を指定管理者にそれぞれ指定しようとするものでございます。

指定の期間は、いずれも令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間とするものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

続きまして、議案第13号「令和3年度九戸村一般会計補正予算(第8号)」について、ご説明を申し上げます。

令和3年度九戸村一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正となります。

第1項といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億4,118万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億2,973万円とするものでございます。

第2項として、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条は、繰越明許費になります。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」によります。

第3条は、地方債の補正となります。

地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によります。

令和4年3月7日提出、九戸村長 晴山裕康。

ページをめくっていただきまして、「第1表、歳入歳出予算補正」となります。

歳入につきましては、2ページと3ページのとおり。歳出につきましては、4ページと5ページのとおり、それぞれの金額を補正しております。

次に、6ページをご覧ください。「第2表 繰越明許費」となります。2款総務費、1項総務管理費のオドデ館太陽光発電設備改修事業のほか、5事業について繰越明許をお願いするものでございます。

次に、7ページには、「第3表 地方債補正」となっております。

補正の内容は、臨時財政対策債のほか、6つの地方債について限度額を補正前の額から補正後の限度額に変更するものでございます。

次のページからが事項別明細書となっておりますので、具体的な予算補正の内容につきまして、ご説明いたします。

まずは、歳入でございますが、事項別明細書3ページをご覧ください。

歳入の補正につきましては、年度末となり、収入額の確定や見込額による減額、または増額等となりますが、補正額の大きなものとしたしましては、11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、1節地方交付税に普通交付税2億9,860万6,000円を追加しております。

次に、4ページ、15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、3節子ども・子育て支援の保育対策総合支援事業費補助金480万円の減額は、当該補助金を財源とする補助事業の該当者が少なかったことによるものでございます。

次に、同じく国庫支出金となりますが、4項交付金、2目土木費交付金、1節社会資本整備の社会資本整備交付金8,315万1,000円の減額は、割当内示額の減額によるものでございます。

次に、5ページをご覧ください。

16款県支出金。2項県補助金。4目農林水産業費県補助金。9節には、いわてニューファーマー支援事業補助金349万2,000円を計上しております。これは、令和4年4月1日に経営を開始した新規事業者への令和4年度補助事業の前倒し

交付を行うための県の補助金でございます。

次に、同じく農林水産業費県補助金 11 節は、事業採択の結果を受けて経営体育成支援事業補助金 753 万円を減額するものです。

次に、6 ページ。19 款繰越金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、1 節繰入金の財政調整基金繰入金は、2 億 2,584 万 4,000 円を減額しております。

次に、7 ページに移りまして、22 款村債につきましては、1 項の村債全体で 2 億 3,215 万円を減額しております。

次に、8 ページに移りまして、歳出となります。

歳出につきましても事業費の確定や見込額がおおむね固まったことによる補正。また、新型コロナウイルス感染症の影響などにより実施できなかったものについて、減額補正をするものが多くを占めております。

補正額の大きなものとしたしましては、2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費については、最終ページに給与明細書を添えておりますが、報酬、給与、期末手当等の減により 4,243 万 1,000 円を減額しております。

次に、10 ページをご覧ください。

同じく総務管理費、4 目財政管理費、24 節積立金には財政調整基金積立金に 1 億 3,767 万 5,000 円を追加。減債基金積立金には、2,762 万 7,000 円を追加しております。

次に、13 ページに移りまして、3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、27 節国民健康保険特別会計繰出金には、429 万 7,000 円を追加しております。

次に、14 ページ。同じく民生費、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、18 節の結婚新生活支援補助金は、該当者が少なかったことから 660 万円を減額しております。

次に、4 款衛生費、1 項保健衛生費は、1 目保健衛生総務費、2 目予防費、4 目健康増進費、合わせて 1,364 万 9,000 円を減額しております。これは、コロナ禍にあつて事業の縮小や各種健診、予防接種等の受診者減少から不用額が生じたため、減額補正をするものでございます。

次に、15 ページとなりますが、6 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費、18 節の経営体育成支援事業補助金は、644 万 3,000 円を減額しておりますが、これは事業不採択の結果を受けてのものでございます。

次に、16 ページ。同じく農業費の 9 目担い手育成支援事業、12 節ナインズファーム施設管理運営委託料は、野菜販売額の低迷により、委託料 268 万円を追加するものです。

また、同じく担い手育成事業 18 節には、農業次世代人材投資事業補助金 349 万 2,000 円を追加し、歳入でも説明いたしました令和 4 年度補助金の新規農業者への

前倒し交付を行うものでございます。

次に、17 ページに移りまして、7 款商工費、1 項商工費の 12 節九戸村総合公社施設管理運営委託料は、費用収益部門の事業精査により 417 万 2,000 円を追加。同じく 18 節の九戸村総合公社経営支援補助金についても 298 万 3,000 円の増額を行うものでございます。

次に、土木費については、2 項道路橋梁費、2 目道路維持費の備品購入費 467 万 2,000 円の減額は、除雪ドーザ購入額の確定によるものでございます。また、3 目道路新設改良費 1 億 6,918 万円の減額と 4 目橋梁維持費 2,875 万 5,000 円の減額は、国費の減額と事業費見込額の確定によるものでございます。

次に、18 ページ、同じく土木費。4 項住宅管理費、2 目住宅建設費は、若者定住促進住宅の建設を見送ったことから 9,524 万 5,000 円を減額しております。同じく土木費、5 項下水道費、1 目下水道建設費、27 節の下水道事業特別会計繰出金については、316 万 4,000 円を減額しております。

次に、19 ページに移りまして、9 款消防費、1 項消防費、3 目消防施設費、12 節戸別受信機設置委託料については、入札結果により 411 万 9,000 円を減額しております。

次に、21 ページをご覧ください。

10 款教育費、6 項保健体育費、1 目保健体育総務費、27 節の索道事業特別会計繰出金 918 万 4,000 円は、索道使用料等の収入不足を補てんするものでございます。また、同じく保健体育費の 2 目体育施設費、14 節工事請負費 625 万 5,000 円の減額は、B & G 海洋センター改修工事の終了や、総合運動場の改修維持工事等の見直しによるものでございます。

以上、議案第 13 号の説明となります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

- 議長（櫻庭豊太郎君） ここで、昼食のため、1 時まで休憩いたします。
休憩（午前 11 時 59 分）

再開（午後 1 時 00 分）

- 議長（櫻庭豊太郎君） 会議を再開いたします。
引き続き、議案の提案理由の説明を求めます。
議案第 14 号について、税務住民課長
- 税務住民課長（吉川清一郎君） それでは、議案第 14 号「令和 3 年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)」について、説明いたします。
令和 3 年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)は、次に定めるところによるものでございます。
第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 429 万 7,000 円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,155万2,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

令和4年3月7日提出、九戸村長 晴山裕康。

次のページが「第1表、歳入歳出予算補正」の歳入でございます。

第6款繰入金。第1項他会計繰入金について、補正額の前の金額6,478万1,000円に429万7,000円を増額補正し、6,907万8,000円とし、歳入合計を6億2,155万2,000円とするものでございます。

次のページが歳出でございます。

第2款保険給付費において、第1項療養諸費を6万9,000円増額補正し、3億7,652万円に。第2項の高額療養費を62万3,000円増額補正し、5,092万9,000円に。第7款諸支出金において、第1項償還金及び還付加算金360万5,000円増額補正し、413万7,000円とするものです。

以上、第2款と第7款合わせまして429万7,000円増額補正し、歳出合計を6億2,155万2,000円とするものでございます。

次のページが歳入歳出補正予算事項別明細書となっております。

4ページの歳出の欄をご覧ください。第2款における審査支払手数料6万9,000円。高額療養費62万3,000円の補正は、今年度の支払い見込みにより増額するものでございます。

第7款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第3目償還金、第22節償還金、利子及び割引料360万5,000円の増額補正は、令和2年度の国庫補助金等の精算に伴う国等への償還金の不足分の補正でございます。

説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第15号、第16号について。

地域整備課主幹

○地域整備課主幹（上村浩之君） それでは、議案第15号「令和3年度九戸村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」につきまして、ご説明申し上げます。

令和3年度九戸農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ137万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,633万6,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」にお示ししております。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によります。

令和4年3月7日提出、九戸村長 晴山裕康。

3枚めくっていただきまして、事項別明細書の3ページをお開きいただきたいと思ひます。

まず、歳入ですが、3款1項1目1節の農山漁村地域整備交付金は、3,000円の減となります。

次に、4款、第1項、第1目、第1節の一般会計繰入金は、174万円の減となります。

次に、5款1項1目1節の前年度繰越金は、157万2,000円の増となります。

次に、第7款1項1目1節の下水道事業債は、120万円の減となります。

めくっていただきまして、4ページの歳出ですが、1款1項1目12節委託料が137万1,000円の減となりますが、これは説明欄に記載の各種業務委託料について、入札残による不用額分を減額補正するものでございます。

農業集落排水事業特別会計補正予算に係る説明は、以上となります。

続きまして、議案第16号「令和3年度九戸村下水道事業特別会計補正予算(第1号)」につきまして、ご説明申し上げます。

令和3年度九戸村下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ625万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,066万7,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」にお示ししております。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によります。

令和4年3月7日提出、九戸村長 晴山裕康。

3枚めくっていただきまして、事項別明細書の3ページをお開きいただきたいと思ひます。

まず、歳入ですが、3款1項1目1節の一般会計繰入金は、316万4,000円の減となります。

次に、4款1項1目1節の前年度繰越金は、151万3,000円の増となります。

次に、6款1項1目1節の下水道事業債は、460万円の減となります。

めくっていただきまして、4ページの歳出ですが、1款1項2目10節需用費の光熱水費が31万円の増となりますが、これは光熱水費の予算額に不足が生じたため、増額補正するものでございます。

次に、12節委託料が201万7,000円の減となりますが、これは説明欄に記載の各種業務委託料について、入札残による不用額分を減額補正するものでございま

す。

次に、3目12節の委託料が454万4,000円の減となりますが、これは説明欄に記載の業務委託料について、入札残による不用額分を減額補正するものでございます。

下水道事業特別会計に係る説明は、以上となります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第17号について。

教育次長

○教育次長（坂野上克彦君） 議案第17号「令和3年度九戸村索道事業特別会計補正予算(第3号)」について、ご説明申し上げます。

令和3年度九戸村索道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

令和4年3月7日提出、九戸村長 晴山裕康。

ページをめくっていただきまして、2ページ、3ページが「第1表 歳入歳出予算補正」となります。

歳入は、第1款使用料、1項索道使用料で、補正前の額から918万9,000円を減額し、2款繰入金、1項一般会計繰入金で、補正前の額に918万4,000円。3款繰越金、1項繰越金で5,000円を追加しており、合計での増減はございません。

3ページ、歳出については、款項区分ごとの合計の増減はございません。

次ページから歳入歳出補正予算事項別明細書を添付しております。

3ページ、歳入では、索道使用料を減額しまして、相当額を一般会計繰入金と索道事業特別会計の前年度繰越金で増額し、4ページ歳出では、不足が予想される燃料費、通信運搬費を増額しまして、不足額が予想される費用をご覧のように減額をいたしております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 続いて、議案第18号から第21号までの4件について。

総務課長

○総務課長（大向一司君） それでは、議案第18号「令和3年度戸田財産区特別会計補正予算(第2号)」について、ご説明申し上げます。

令和3年度戸田財産区特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出の補正となりますが、第1項といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ159万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ691万3,000円とするものでございます。

第2項として、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

令和4年3月7日提出、九戸村長 晴山裕康。

ページをめくっていただきまして、「第1表 歳入歳出予算補正」となります。

歳入については2ページのとおり、歳出につきましては3ページのとおり、それぞれの金額を補正するものでございます。

具体的な予算補正の内容につきましては、次のページ以降に添えております事項別明細書のとおりとなっておりますので、ご説明いたします。

歳入ですが、まず、事項別明細書3ページをご覧くださいと思います。

歳入につきましては、年度末になりまして収入見込み額により減額をしております。

補正額の大きなものとしたしましては、歳出総額の減額に伴い、4款繰入金、1項基金繰入金、1目財産管理資金繰入金、1節繰入金の財産管理資金の取崩額を157万6,000円減額しております。

次に、5ページに移りまして、歳出でございます。

まず、1款財産区費ですが、1項財産管理費、2目財産管理費で109万円減額しております。これは、森林災害共済掛金等の金額の確定及び報酬や報償費等の支出見込額の減少により減額するものでございます。

次に、2項財産造成費、1目造林費、18節負担金補助及び交付金の森林経営計画策定事業遂行負担金につきましては、事業の確定により61万8,000円の不用額を減額するものでございます。

次に、2款諸支出金の25節寄附金には、自治会事業寄附金11万5,000円を追加しております。これは、集落環境整備事業の自治会事業寄附金を追加するものでございます。

以上、令和3年度戸田財産区特別会計補正予算について、ご説明申し上げました。

続きまして、議案第19号をご覧ください。

議案第19号「令和3年度伊保内財産区特別会計補正予算(第2号)」について、ご説明申し上げます。

令和3年度伊保内財産区特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正となります。

第1項といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ125万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ774万4,000円とするものでございます。

第2項として、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

令和4年3月7日提出、九戸村長 晴山裕康。

ページをめくっていただきまして、「第1表 歳入歳出予算補正」となります。

歳入につきましては、2ページのとおり、歳出につきましては、3ページのとおり、それぞれの金額を補正するものでございます。

具体的な予算補正の内容につきましては、次のページに添えております事項別明細書のとおりとなっておりますので、ご説明いたします。

まず、歳入でございますが、事項別明細書3ページをご覧ください。

歳入につきましては、収入見込額の減少により減額しております。補正の大きなものとしたしましては、歳出総額の減額に伴い、4款繰入金、1項基金繰入金、1目財産管理資金繰入金、1節繰入金の財産管理資金の取崩額を121万7,000円減額しております。

次に、4ページに移りまして、歳出でございます。

まず、1款財産区費ですが、支出見込額により、1項財産管理費、1目管理会費を11万4,000円。2目管理費を2,000円それぞれ減額しております。

次に、2項財産造成費、1目造林費、18節負担金補助及び交付金の森林経営計画策定事業遂行負担金につきましては、本年度の事業の実施を見送り、令和4年度に実施することとしたことから113万4,000円を減額するものでございます。

以上、議案第19号について、ご説明申し上げます。

続きまして、議案第20号をご覧ください。

議案第20号「令和3年度江刺家財産区特別会計補正予算(第1号)」について、ご説明申し上げます。

令和3年度江刺家財産区特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正額となります。

第1項といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ61万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ526万7,000円とするものでございます。

第2項として、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

令和4年3月7日提出、九戸村長 晴山裕康。

ページをめくっていただきまして、「第1表 歳入歳出予算補正」となります。

歳入につきましては、2ページに、歳出につきましては、3ページのとおり、

それぞれの金額を補正するものでございます。

具体的な予算補正の内容につきましては、次のページ以降に添えております事項別明細書のとおりとなっておりますので、ご説明いたします。

まずは、歳入でございますが、事項別明細書3ページをご覧ください。

歳入におきましては、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節の前年度繰越金75万7,000円の追加が主なものとなっております。

次に、5ページに移りまして、歳出でございます。

歳出の補正につきましては、1款財産区費、1項財産管理費、2目管理費、24節積立金に財産管理資金積立金114万4,000円を追加しているほかは、事業がおおむね終了していることから、事業費の確定または見込額により予算を減額しております。

以上、議案第20号について、ご説明申し上げました。

続きまして、議案第21号をご覧くださいと思います。

議案第21号「令和4年度九戸村一般会計予算」について、ご説明申し上げます。

令和4年度九戸村の一般会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ50億3,875万6,000円と定めるものでございます。

第2項として、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によるものでございます。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」によるものでございます。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4億円と定めるものでございます。

令和4年3月7日提出、九戸村長 晴山裕康。

ページをめくっていただきまして、2ページからが「第1表 歳入歳出予算」となっております。

歳入につきましては、1款村税、1項村民税から5ページの22款村債、1項村債まで、それぞれの款項の区分ごとの金額のとおり。

また、歳出につきましては、6ページ、1款議会費、1項議会費から7ページの13款予備費、1項予備費まで、それぞれ款項の区分ごとの金額のとおり予算を計上するものでございます。

次に、8ページに移りまして、「第2表 債務負担行為」となっております。農

業経営基盤強化資金利子補給ほか2事業につきましては、それぞれ期間と限度額を定めております。

次に、9ページとなりますが、「第3表 地方債」となっております。臨時財政対策債をはじめ掲載しております起債の目的ごとの地方債につきまして、それぞれの限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めております。

予算の詳細につきましては、次のページから添付しております事項別明細書にお示ししております。また、予算書の末尾には、給与費明細書等の地方自治法第211条の第2項に規定する政令で定める説明書を添えております。

以上、令和4年度九戸村一般会計予算について、ご説明申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第22号及び第23号について。

税務住民課長

○税務住民課長（吉川清一郎君） それでは、議案第22号「令和4年度九戸村国民健康保険特別会計予算」について、説明いたします。

令和4年度九戸村国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億4,740万1,000円と定めるものでございます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定めるものでございます。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものでございます。

第1号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定めるものでございます。

令和4年3月7日提出、九戸村長 晴山裕康。

次のページから「第1表 歳入歳出予算」及び歳入歳出予算事項別明細書となっておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

議案第22号の説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第23号「令和4年度九戸村後期高齢者医療特別会計予算」について、説明いたします。

令和4年度九戸村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,288万5,000円と定めるものでございます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

令和4年3月7日提出、九戸村長 晴山裕康。

次のページから「第1表 歳入歳出予算」及び歳入歳出予算事項別明細書となっておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

議案第23号の説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第24号、議案第25号について。

地域整備課主幹

○地域整備課主幹（上村浩之君） それでは、議案第24号「令和4年度九戸村農業集落排水事業特別会計予算」につきまして、ご説明申し上げます。

令和4年度九戸村農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,689万9,000円としております。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によります。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」によります。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6,600万円と定めます。

令和4年3月7日提出、九戸村長 晴山裕康。

次ページ以降には、ただ今申しました第1表、第2表、第3表及び事項別明細書をもって、詳細にお示ししておりますので、お目通しいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第25号「令和4年度九戸村下水道事業特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

令和4年度九戸村下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5,942万1,000円としております。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によります。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」によります。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,700万円と定めます。

令和4年3月7日提出、九戸村長 晴山裕康。

こちらも次ページ以降には、第1表、第2表、第3表及び事項別明細書を付してございますので、お目通しの上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第26号について。

教育次長

○教育次長（坂野上克彦君） 議案第26号「令和4年度九戸村索道事業特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

令和4年度九戸村索道事業特別会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,477万6,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000万円と定める。

令和4年3月7日提出、九戸村長 晴山裕康。

ページをめくっていただきまして、2ページから「第1表 歳入歳出予算」となっております。

歳入は、第1款使用料、1項索道使用料1,426万5,000円。

2款繰入金、1項一般会計繰入金1,000円。

3款繰越金、1項繰越金1万円。

4款諸収入、1項雑入50万円。合計1,477万6,000円としております。

3ページ、歳出は、第1款索道費、1項索道管理費1,477万6,000円としております。

次ページ以降、歳入歳出予算事項別明細書を添付しておりますので、ご参照いただきたく存じます。よろしく、お願いいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第27号から議案第29号までの3件について。

総務課長

○総務課長（大向一司君） それでは、議案第 27 号「令和 4 年度戸田財産区特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

令和 4 年度戸田財産区特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第 1 条、歳入歳出予算となります。

第 1 項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 707 万 2,000 円と定めるものでございます。

第 2 項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」によるものでございます。

令和 4 年 3 月 7 日提出、九戸村長 晴山裕康。

ページをめくっていただきまして、2 ページ、3 ページが「第 1 表 歳入歳出予算」となります。予算の詳細につきましては、次のページから添付してございます事項別明細書にお示ししております。

以上が、令和 4 年度戸田財産区特別会計予算の説明となります。

続きまして、議案第 28 号をご覧くださいと思います。

議案第 28 号「令和 4 年度伊保内財産区特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

令和 4 年度伊保内財産区特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第 1 条、歳入歳出予算となります。

第 1 項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,059 万 7,000 円と定めるものでございます。

第 2 項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」によるものでございます。

令和 4 年 3 月 7 日提出、九戸村長 晴山裕康。

ページをめくっていただきまして、2 ページ、3 ページが「第 1 表 歳入歳出予算」となります。予算の詳細につきましては、次のページから添付してございます事項別明細書にお示ししております。

以上が、令和 4 年度伊保内財産区特別会計予算の説明となります。

続きまして、議案第 29 号をご覧ください。

議案第 29 号「令和 4 年度江刺家財産区特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

令和 4 年度江刺家財産区特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第 1 条、歳入歳出予算となります。

第 1 項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 462 万 8,000 円と定めるもの

でございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

令和4年3月7日提出、九戸村長 晴山裕康。

ページをめくっていただきまして、2ページ、3ページが「第1表 歳入歳出予算」となります。予算の詳細につきましては、次のページから添付してございます事項別明細書にお示ししております。

以上、令和4年度江刺家財産区特別会計予算について、ご説明申し上げました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第30号について。

水道事業所長

○水道事業所長（上村浩之君） それでは、議案第30号「令和4年度九戸村水道事業会計予算」につきまして、ご説明申し上げます。

第1条、令和4年度九戸村水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、業務の予定量は、次のとおりといたします。

（1）給水戸数は、1,970戸。

（2）年間給水量は、50万500立方メートル。

（3）一日平均給水量は、1,371立方メートルとなります。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。

まず、収入ですが、第10款、水道事業収益が1億4,095万円。

内、第1項、営業収益が1億2,526万2,000円。

第2項、営業外収益が1,568万8,000円となります。

次に、支出についてですが、第11款、水道事業費用が1億4,095万円。

内、第1項、営業費用が1億2,287万6,000円。

第2項、営業外費用が1,757万4,000円。

第4項、予備費が50万円となります。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。

なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額7,983万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものといたします。

まず、収入ですが、第12款資本的収入が1,575万5,000円。

内、第2項、補助金が237万9,000円。

第3項、補償金が679万8,000円。

第4項、負担金が657万8,000円となります。

次に、支出についてですが、第13款、資本的支出が9,559万1,000円。

内、第1項、建設改良費が4,972万円。

第2項、企業債償還金が4,587万1,000円となります。

めくっていただきまして、第5条、一時借入金の限度額は、3,000万円と定めます。

第6条、予定支出の各項の経費の金額を流用することのできる場合は、次のとおりと定めます。

(1) 営業費用。

(2) 営業外費用。

第7条、次に定める経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないものと定めます。

(1) 職員給与費、1,623万5,000円。

第8条、遠志内地区営農飲雑用水整備事業の簡水債償還金に充てる一般会計からこの会計への補助を受ける金額は、237万9,000円、旧簡易水道事業等の簡水債利息に充てる一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、50万5,000円でございます。

第9条、たな卸資産購入限度額は、800万円と定めます。

令和4年3月7日提出、九戸村長 晴山裕康。

なお、次ページ以降には、予算実施計画等資料を添付し、詳細にお示ししておりますので、お目通しの上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 以上で、日程第5、議案第1号「九戸村青少年問題協議会設置条例を廃止する条例」から、日程第34、議案第30号「令和4年度九戸村水道事業会計予算」までの議案30件について、提案理由の説明が終わりました。

ただ今、説明を受けました各議案等の審議については、議事運営の都合上、3月11日の会議において行うことにしたいと思いますので、ご了承願います。

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

なお、次の会議は、3月10日午前10時から一般質問を行います。

◎散会の宣告

○議長（櫻庭豊太郎君） 本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会（午後1時42分）